

判例警見

田口二郎

◎土地收用事業認定後に於ける土地の賣買

(昭和十二年(オ)第三二六二號、同十三年六月三日大審院判決)

「起業者ハ土地收用法ニ依ル事業認定アリタル後ト雖モ、必ズシモ同法ノ手續ニ依リ所要土地ノ收用ヲ爲サザルベカラザルモノニ非ズ。收用土地ノ細目ノ公告又ハ通知以前ニ於テハ所要土地ノ所有者トノ間ニ私法上ノ賣買ヲ爲シ之ニ因リ右土地ノ所有權ヲ取得スルヲ妨ゲズ。又斯クシテ取得シタル所有權ニ基ク物上請求ノ訴ガ司法裁判所ノ管轄ニ屬スベキハ寸疑ヲ容レズ」。

土地收用の事變認定があつた後、土地細目公告又は通知以前に於て當該土地所有者と起業者との間に私法上の賣買契約が成立し、之に依つて其の土地の所有權を取得した起業者は、其の旨の登記を經由し、前の土地所有者との間に於ける賃貸借契約に依つて其の土地を使用してゐた賃借人に對して土地明渡請求の訴を起した。と謂ふのが事件のあら筋である。一、二審共に敗れた賃借人の上告論旨は、土地收用の事業認定を受けた以上は其の後の土地取得に關する行爲は總て土地收用法の定むる所に從ふべきであつて、司法裁判所に對して土地明渡を請求するのは失當である。然るに原院は「控訴代理人ハ被控訴人ノ右土地取得ノ原因

ハ民法上ノ賣買ニアラズシテ、土地收用法ニ依ル協議賣買ナル旨主張スレドモ、起業者ハ土地收用法ニ依ル事業認定ヲ受ケタル後ト雖必ズンモ同法所定ノ手續ヲ經テ所要土地ノ收用ヲナサザルベカラザルモノニアラズ。收用土地ノ細目公告及通知アル迄ハ所要土地ノ所有者ト交渉シ私法上ノ賣買ニ依リ自由ニ之カ所有權ヲ取得スルヲ妨ガザルモノ」であるとして上告人の主張を排斥した。之は土地收用法の解釋を誤つた違法があり破毀を免れないものであると謂ふのである。

此の上告論旨を採用せず、之を棄却した大審院は冒頭に掲げた通り判示してゐる。之に付ては杉村章三郎教授も

「判例が、事業認定後而して土地細目公告前に於ける收用豫定地の私法上の賣買を肯定してゐることは正當と解する。蓋し土地細目の公告又は通知前に於ては、收用地の範圍は法律上確定して居らぬから、收用手續による所有權取得は考へられぬからである。」（自治研究第一五卷第三號八三頁）と評して居られる。

土地細目の公告又は通知以前に於ては、土地收用法上の所謂協議のあるべきでないことは同法第二十二條が第十九條の地方長官の公告又は通知の後、協議すべきことを規定してゐるから議論の餘地がない。従つて土地細目の公告又は通知以前に於て、起業者と土地所有者との間に於ける交渉に依つて起業者が其の土地の所有權を取得するならば、それは土地收用法の支配外であつて、賣買其の他の私法上の契約でなければならない。又土地收用の事業認定があつたからと謂つて、決して土地收用以外の方法に依り當該土地の所有權を取得することを禁止せられるものではないから、判旨固より誤りではない。

けれども、「收用土地ノ細目ノ公告又ハ通知以前ニ於テハ所要土地ノ所有者トノ間ニ私法上ノ賣買ヲ爲シ之ニ因リ右土地ノ所有權ヲ取得スルヲ妨ガズ」と謂つてゐる處から觀ると、反對に土地細目の公告又は通知以後に於ては絶対に私法上の賣買に依つて、其の土地の所有權を取得することが出来ないことを意味してゐる様に考へられるが、之は一

寸どうかと思はれる。

土地細目公告又は通知以後に於ても、起業者からの協議に先立つて、土地所有者から自由意思に基く申出に依つて、土地所有權の譲渡が行はれる様なこともあり得るし、協議不調の後に於ても收用審査會の裁決前に何等かの事情に因り土地所有者が意を翻へして土地所有權を起業者に譲渡することも、なきにしもあらずである。斯る場合に之等を無効なりとする理由は何處にもあるまい。然かも之等に對する效果が土地收用法に依つて與へられるものでないことは明かである。殊に我國の多數説は法第二十二條の協議をも私法上の賣買であると解してゐる。此の事實は協議收用を主張せらるゝ農業部博士も認めらるゝ處で、「我が國の學者は大多數はこれを私法上の賣買契約であるとして居る。一木、岡野、清水、佐々木、上杉、市村、武井、田中好等の諸氏何れも然りである」(同博士公用收用法原理一一四頁)と謂つて居られる。兎に角土地細目公告又は通知以後に於ては絶對に私法上の賣買なしと謂ふのは穩當でないのではあ

るまいか。

尙此の事件の上告理由第一點として、土地所有者から土地所有者を取得したのは假りに土地收用法の適用外であるとしても、上告人等は收用又は使用すべき土地又は其の土地に在る建物に關して権利を有する者であつて、土地收用法上の所謂關係人であるから、上告人等の土地に關する権利を收用するには土地收用法に依つて之を爲さなければならぬと主張したのに對して、「然レドモ土地收用法第五條第二項所定ノ同法ニ所謂關係人ニ該當スル者ハ同法第十九條ニ依リ地方長官ガ收用又ハ使用スペキ土地ノ細目ヲ公告又ハ通知シタル時ニ於テ當該土地又ハ其土地ニ在ル建物ニ關シテ權利ヲ有シタル者ナルコトヲ要スルコトハ、右土地ノ細目ノ公告又ハ通知アリテ初メテ收用又ハ使用スペキ土地ガ具體的ニ定マルコト從テ其公告又ハ通知前ニアリテハ未ダ當該收用ニ關シテ具體的ニ利害關係ヲ有スル者ノ確定セザルコトニ稽へ明白ナリトス。

尤モ起業者ハ收用ノ手續ノ實效ニ先チ同法第十三條ニ依

リ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシテノ内務大臣ノ認定ヲ受クルコトヲ要スルコト勿論ナレドモ、此ノ認定タルヤ起業者ニ對シ其ノ事業ノ爲タニ所要土地ノ收用手續ヲ開始スルコトヲ得ベキ權利ヲ賦與スルニ止マリ、之ニ依リ當然ニ起業者ガ收用ヲ豫定セル土地ノ利害關係人ヲ羈束スルモノニ非ザルコトハ同法第十九條以下ノ各規定ニ照シ之ヲ諒シ得ベキガ故ニ、内務大臣ノ認定ノ公告ノ時ニ於テ後日收用セラレタル土地又ハ其ノ上ニ在ル建物ニ關シテ権利ヲ有シタル者ト雖其ノ後地方長官ノ土地細目ノ公告又ハ通知ノ時ニ於テ最早其ノ権利ヲ有セザル者ノ如キハ同法ニ所謂關係人ニ該當セザルモノト解スルヲ相當トス。』と判示し更に、本件土地に付て上告人等が賃借權を有したとしても、本件土地は地方長官の土地細目公告又は通知以前に於て私法上の賣買に依り起業者の所有に歸し而も其の登記を経たものであるから、別段の事由のない限り爾後上告人等は其の賃借權（登記ありたる旨の主張なし）を以て新所有者たる起業者に對抗し得ない。他方舊所有者も自己の權

原に基いて上告人等をして本件土地の使用収益を爲さしむることが出來なくなつたと解せねばならない。從つて上告人等の右賃借權は前掲所有權移轉の時を以て履行不能に因り消滅に歸し、爾後上告人等は舊所有者に對し損害賠償請求權を有したるに過ぎない。而して斯る損害賠償請求權は土地の使用収益等を内容とするものでないから土地收用法第五條第二項に所謂土地に關する權利と稱し得ないのは勿論である。即ち上告人等は土地細目公告又は通知以前に於て既に本件土地に關する權利を失つたものであるから土地收用法上の所謂關係人に該當しない。と説示してゐる。

事業認定前の事業準備の爲の立入、測量の場合に於ても或は又事業認定後細目公告又は通知前に於ても、將來收用又は使用されることあるべき土地に付て所謂關係人の地位に立つ者は勿論存在するのであるが、之等の者の地位は全く不確定的であり、收用又は使用の豫定地が具體的に定まらないから、之等の者の範圍も亦不明確である。從つて之等の者は未だ具體的に何等特別なる土地收用法上の法律翻

係を持たない。然るに土地細目の公告又は通知があれば之に依つて收用又は使用の目的たる土地も具体的に假決定され所謂關係人の範囲も明確となり、之等の者は土地の形質

不變更の義務（法第十九條ノ二）、土地物件調書の作成又は此の調書記載事項を認容するの義務（法第二十一條）を負擔す

る等具體的の法律關係を有するに至るのであるし、土地細目の公告又は通知後其の土地又は其の土地に在る建物に關して権利を取得したる者は既存の権利を承繼したる者の外は關係人と看做されない（法第五條第三項）のであるから、

所謂關係人に該當する者を定むる標準を地方長官の土地細目公告又は通知の時とするのは理由あるものと思はれる。即ち所謂關係人として土地收用法上の法律關係に立つ者は

土地細目公告又は通知の時に於て當該土地又は其の土地に在る建物に關して権利を有したる者及其の権利の承繼人であると解して差支あるまい。

◎收用土地細目の通知異議と出訴權

（昭和十三年第一〇五號、同十三年七月二十一日行政裁判所裁決）

昭和九年二月以來鳥取市東品治町一〇五番地に於て賣業請賣營業を營み漸次其の營業が盛大に赴きつゝあつた原告は、昭和十三年五月十六日附を以て其の居住宅地は鳥取市

都市計畫街路事業の爲收用すべきものとの通知を受けた。

けれども原告の營業は他に適當な地に移轉すること能はざるものであるから右の通知は之を取消して貰ひたい、若し取消すことが出來なければ相當の土地に在る家屋の借權を補償すべしとの判決を求むと謂つて行政裁判所に出訴した。

之を審査した行政裁判所は「都市計畫法第十八條ニ依リ準用セラレタル土地收用法第十九條ニ基ク收用土地細目ノ通知ヲ受ケタル者ガ事業執行者トノ間ニ土地收用法第二十ニ條第一項ノ協議調ハザルトキハ、事業執行者ハ收用又は使用スベキ土地ノ區域及收用ノ時期又ハ使用ノ時期、期間

ニ關シテハ主務大臣ノ裁定ヲ、又損失ノ補償ニ關シテハ收用審査會ノ裁決ヲ求ムベク、該裁定乃至裁決ニ對シテハ行政訴訟ヲ提起シ得ベキモノナルコトハ都市計畫法ノ規定ニ依リ明白ナレドモ、都市計畫法其ノ他法令中收用土地細目ノ通知ニ對シ行政訴訟ノ提起ヲ許シタル規定ナシ」と裁決して訴を却下した。

主務大臣の裁定又は收用審査會の裁決に對して其の違法を主張するは格別、土地細目の公告又は通知に對して行政訴訟の提起は許されてゐない。裁決要旨正當と謂ふべきであらう。

◎地上物件移轉の協議書に對する 不服と出訴權

(昭和十三年第一〇三號、同十三)
(年七月二十二日行政裁判所裁決)

て内務省土木出張所長から交付された原告は、之を不當として數回上申書、歎願書を提出し、且數回直接出頭して陳情した。然るに同年五月三十日出頭の際遂に原告の歎願を採用せざる旨を告知されるに至つた。

そこで原告は内務省土木出張所長を被告として、元來本件に付ては三點の違法がある。原告が經營する治療所は健康保険の療養給付を行ふ場所であつて、健康保険事業は土地收用法第二條に所謂社會事業に該當するものであるから其の設備は特別の場合の外收用し得ざるに拘らず強ひて收用せんとするのは違法の第一である。市長から何等の通知なきに拘らず工事場に立入り地上物件を調査し恣に不備不正の調書を作成し、之に因り協議書を作成し内容區別、項目及金額の明細等を示さず脅迫的に承諾せしめんとするが如き違法の第二である。協議書に對し未だ承諾せざるに拘らず原告家屋階上の賃借人を移轉せしめ原告の收入を無くしたのは違法の第三である。要するに本件協議書は實質上轉方承諾せられたき旨の協議を昭和十三年四月一日附を以協議書でない、國家を背景として人民を脅迫し其の所有の

家屋物件を不當の廉價で買取らんとするものである。故に本協議書に對する原告の歎願が正當なりや否やを判決せられたしと謂つて行政裁判所に出訴した。

ところが裁判所は訴狀を審査して、「斯カル事項ニ付テ法律勅令中行政訴訟ノ提起ヲ許シタル規定ナキガ故ニ本訴ハ不適法ナリ」と裁決し之を却下した。

此の協議書が土地收用法第二十二條の規定に依る協議であるか、或は又單なる書面に依る交渉であるか、茲では明かになつてゐないけれども、恐らくは前者であつたらう。それにしても協議書に對する歎願の當否の判決を求むると謂ふ様な行政訴訟は許されてゐないから裁決要旨は正當である。

◎自動車運輸事業免許拒否處分に

對する不服と免許要件を具備す

べき時期

(昭和七年第一七四號、同十二年十月二十八日行政裁判所判決)

原告が、自動車運輸事業の如く其の免許に依つて國家と免許を受けた者との間に將來に亘り繼續して法律關係を創設するものにあつては、該免許を爲すの要件たる事項の存否は判決當時を標準として確認せらるべきものであり、石川縣知事の爲した免許拒否處分當時道路の幅員が狹少であつたとしても、現在は四間乃至六間に擴張されて自動車の

之は舊自動車取締令の施行されてゐた當時石川縣知事に一定路線に依る定期自動車運輸事業の免許を申請して、却起中、自動車交通事業法が施行され（昭和八年十月一日）、「大正八年內務省令第一號自動車取締令施行中地方長官ニ對シ路線ヲ定メ定期ニ運行スル自動車運輸事業ノ免許ヲ申請シ之ガ却下ノ處分ヲ受ケタル者ヨリ同長官ヲ相手トシ提起シタル行政訴訟ニ付テハ自動車交通事業法ノ施行ト同時ニ鐵道大臣ニ於テ其ノ相手方トシテ訴訟手續ヲ受繼スペキモノトス」との中間判決（昭和十年三月二十六日宣告）があつて爾來鐵道大臣が該訴訟を受繼し來つた事件である。

運行に何の支障も無いし、其の他免許を拒否すべき理由は全く無いから、石川縣知事の爲した右免許拒否處分を取消し原告に對し本件申請事業の全部又は一部を免許すべき旨を被告鐵道大臣に命ぜられたい、と主張したのを斥けて、行政裁判所は「原告ガ本訴ニ於テ取消ヲ求ムル自動車運輸事業ノ免許拒否處分ヲ以テ違法ト爲シ、之が取消ヲ宣告スルト共ニ被告ニ對シ免許ヲ爲スベキコトヲ命ゼンガ爲ニハ少クトモ先づ前記免許拒否處分當時ノ法令ニ照シ免許ノ要件タル事項ガ該處分當時存在シタルコトヲ要スルハ行政訴訟ノ本質ニ鑑ミ當然ノ歸結ナリト謂ハザル可カラズ」と謂ひ、更に實地檢證調書の説明を試みて免許拒否處分當時、道路幅員の狹かつたこと、事業成功の見込のなかつたこと及免許を與ふべき程度の效用を有しなかつたことを指摘し「本件申請ハ前記處分當時ニアリテ道路幅員ノ關係及事業ノ成功並ニ效用ノ點ニ關シ前叙ノ如ク免許要件ヲ欠缺スルモノト謂ハザル可カラズ仍テ右處分ヲ取消シ被告ニ對シテ申請事業ノ全部若ヘ一部ノ免許ヲ命ズベキコトヲ求ムル本

訴ハ既ニ此ノ點ニ於テ理由ナシ」と判示した。

要するに、自動車交通事業法の施行後に於ても、舊自動車取締令の施行中に爲された自動車運輸事業の免許拒否處分を以て違法とし、之を取消すと共に主務官廳に對し免許を爲すべきことを宣告せんが爲には、少くとも右舊自動車取締令の規定上免許の要件と認むべき事項が該處分當時存在したこと必要とする謂ふのであつて、當然のことゝ思はれる。

此の事件に於て被告鐵道大臣は、行政裁判所が本件拒否處分の當否を審査するに付ては専ら右處分當時の事情を基準と爲すべきであり、假りに審査の結果前示處分の違法であることが判明したとしても、被告に對し免許を爲すべきことを命ずるが爲には、被告が現行法たる自動車交通事業法の規定に依り本件申請に對し免許を與ふべき場合でなければならぬ、と答辯し更に進んで自動車運輸事業の免許申請に對する一般的の審査方針を陳述してゐる。之は自動車運輸事業の免許に關する鐵道省の一般的方針を公表した

ものとも觀られ、参考に値するものと思はれるから、以下其の要旨を摘録する。

自動車交通事業法の下に於て自動車運輸事業の免許申請があつた場合に於ける審査は複雑多岐に亘るが、其の主とする處を項を分けて述べれば先づ申請内容に付て（一）路線關係、（二）道路關係、（三）經營者關係、（四）事業計畫の適否、の四點に關する審査を行ひ、次で免許の是非を決する爲、（五）監督統制上の關係を考慮し、必要に應じて（六）修正免許の關係を審議するものである。

（一）路線關係、申請路線は運輸交通上如何なる關係を有するやの點であつて、之に關する審査は少くとも次の三點に及ぶことを要する。

（イ） 交通價値、申請路線は新なる交通施設として如何なる價値を有するかの點であつて、公益に適し且公衆に對して便宜を與ふる交通路でなければ特に免許すべき限でない。

（ロ） 既存交通機關との連絡、申請路線は單に當該路

線自體として交通價値を有するばかりでなく更に既存交通機關との連絡に於て不適當でないかどうかの點であつて、各地域に於ける同種の交通機關は勿論異種のそれとの間に於てもなるべく相互に連絡協調を圖らしむべきは公益上極めて必要である。

（ハ） 既存交通事業に對する影響、申請路線が假りに相當の交通價値を有し且既存の交通機關と適當の連絡を有する場合に於ても既存交通事業に對し影響する處なきや若しありとすれば其の程度如何の點であつて、各種の交通事業殊に公企業として免許又は特許されたる交通事業に對しては國家は其の健全な發達を助成すべきもので少くとも既存交通事業に對し急激なる打撃を與へ其の存立を危くする様な場合に於ては新免許に付最も慎重なる考慮を拂ふことを要する。

（二） 道路關係、自動車運輸事業に於ては一般の道路又は之に準すべき通路を利用するを通常とするものであるから申請事業が假りに路線の關係に於て適當であるとして

も、道路の管理上又は取締上より觀察し許すべきものなりや否やに付考慮を拂ふの必要がある。けれども之等の事項は概ね被告鐵道大臣の權限外に屬するから先づ關係當局の意見を聽くのを至當とする。其の主なるものを擧げれば、

(イ) 管理者の意見、道路の構造橋梁の強度の關係上又は道路の維持改良上支障の有無に付第一次に其の管理者から管理上の意見を徵することを要する。

(ロ) 地方長官の意見、地方長官は道路行政及交通警察を職司とするものであるから第二次には其の意見を聽くことが必要である。

(ハ) 内務大臣の意見、内務大臣は道路行政上最高の行政官廳であるから第三次には其の意見を徵する爲被告鐵道大臣から協議するを要する。但し内務大臣は自動車運輸事業の監督に付直接の權限を有するものでないから其の協議は被告に於て申請を免許せんとする場合に限ること勿論である。

(三) 經營者關係、交通事業の公企業たる性質に鑑み其

の經營者が何人であるかは最も慎重に審査すべき事項に屬し特に自動車運輸事業に於て然りである。従つて此の點に關する審査は相當複雑であるが之を要約すれば左の七點に歸する。

(イ) 省營計畫の有無、自動車運輸事業は本來國家的事業であるから國に於て經營するを適當とする路線に付ては原則として之を他に免許すべきものでないこと當然である。

(ロ) 地方公共團體に於ける計畫の有無、自動車運輸事業の公企業たる性質上府縣又は市町村に於て直接之を經營するの計畫があるときは支障なき限り之に優先免許すべきものである。

(ハ) 既存の地方鐵道又は軌道事業者の計畫の有無、自動車運輸事業は近時異常なる發達を遂げたものであつて從來の主要陸上交通事業たる鐵道及軌道事業に及ぼす影響の甚大なるものがあるが、鐵道及軌道事業は多額の資本を固定すると共に其の運營も亦公益上必要であるのを

常とするから、兩者の間に無用の競争を惹起し其の存立を危くするが如きは妥當でないから鐵道又は軌道業者が經營するの計畫ある場合には支障なき限り之に優先免許すべきは當然である。

(ニ) 既存の自動車運輸事業者の計畫の有無、凡そ交通事業は成るべく既存の事業を擴張して經營することを以て適當とし、殊に自動車運輸事業に於ては經營上既存の事業の擴張を以て便益ありとするから規模大ならざる路線に依る自動車運輸事業の如きは支障のない限り該路線附近の路線に依つて右事業を經營し其の成績良好なる者に優先免許すべきは當然である。

(ホ) 上記(イ)乃至(ニ)以外の者の申請、之等の者の申請对付ては右(イ)乃至(ニ)に依り優先して免許する適當な者の存しない場合に於て證議さるべきものであることは自動車運輸事業が公企業たる性質上已むを得ざる處である。従つて此の種の者の申請对付ては最も

慎重なる審議を爲すべきであつて、其の審議は少くとも左の三點に及ばねばならない。

(1) 資産の程度、自動車運輸事業は其の規模の大小に應じて相當の投資を要するものであるから、資金の乏しい申請者に對しては事業遂行上の能力の有無の點に關し慎重なる考慮を拂ふことを要する。但し申請者の資産の程度と申請事業に幾何の投資を爲すべきやは自ら別個の問題に屬するから、會社又は其の發起人の申請の場合の様に出資額と事業の成否との關係が明確である場合(自動車交通事業法第十五條第三號参照)を除いては申請者の資産の程度如何は免許に付て寧ろ参考的意義を有するに過ぎない。

(2) 信用の程度、事業の公企業たる性質上申請者が相當の信用を有することを要するは亦當然である、而して信用如何と云ふのは事業經營地方に於ける信用如何の義であるから其の地方に何等直接の關係のない者は特別の者を除いては通常信用なきものと見ねばなら

ない。

(3) 事業に對する知識経験の有無、自動車運輸事業は公企業であるから申請者が此の種事業に對し相當の知識又は経験を有するや否やは免許の是非を決するに際し當然考慮さるべき處である。

(4) 申請の動機其の他の事情、自動車運輸事業は免許事業である爲此の經營權に相當の財産的價値を生ずることは經驗上明かであるから申請者の中には自ら之を經營するの意思なく單に經營權の獲得を目的とする者又は無誤な事業計畫で既存の交通事業者と競争的經營を行ひ結局は既存交通事業者からの買収又は合同を期待する者、或は専ら他の申請者の申請を妨害するの目的を以て競願的に申請を爲す者等が少くない。故に申請の動機其の他の事情に付ては充分に注意を拂ふの要がある。而して斯る目的の下に申請を爲す場合は公共團體、地方鐵道及軌道業者又は自動車運輸事業者等にあつても稀でないが之等以外の者が申請する場合に於て最も多く見る所で

あつて苟も申請者に利權賣却の疑あるに於ては斷じて免許すべきでないこと勿論である。

(ト) 申請の順位關係、申請の順位如何は申請許否の議議に當り法規上又は條理上相當考慮せられる處であるが、自動車運輸事業は公企業であるから同一路線に於ける免許申請が數箇あるときは先づ申請者の資力信用等を重視すべきもので、申請順位の如きは爾餘の條件に優劣のない場合に於て始めて考慮さるべきものである。申請に付公共團體に於ては議會の議決を、又會社に於ては定款變更の手續を要する場合等があるに對し、個人に於ては何等斯る手續を要しないのを通常とするから若し許否に付申請順位を重要視するならば公益に反する處分を爲すに至る虞が渺くない。

(イ) 事業計畫の適否、申請事業の計畫の内容如何も亦免許の許否を決するに當り重要な點であつて、之に付考慮すべき主なる點は次の通りである。

車輌、運轉系統、運行回數及運賃等に亘るから之等の事項の適否に付一應の審議を行ふことを要する。従つて事業計畫の不適當なる場合には免許すべきでないこと勿論であるが、實際運輸開始に至る迄には事業計畫の變更を伴ふこと少くないから單に申請當初の事業計畫の適當なることのみを以てしては遠かに免許すべきでない。

(ロ) 事業の成否、事業の成否如何は主として興業費概算書及運輸收支概算書に基き慎重に之を判定することを要する。

(五) 監督統制上の關係、以上四點に亘り申請の内容を審査すると共に免許の許否を決するに當つては、更に交通事業に對する監督統制上の關係に付て考慮を拂はねばならない其の考慮すべき點の主たるものは次の通りである。

(イ) 獨占と競争、交通事業に於ける獨占と競争との是非に付ては議論があるが、大體に於て獨占を可とするは事業の性質上當然のことである。自動車運輸事業に付ても通説は所謂一路線一營業主義を可とし被告鐵道大臣も原

則として此の主義に準據すべきものと信ずる。之に對しては既存事業者の不適當就中運賃の高額等を誇張して獨占を打破せんことを希望する者がないでもないが、自動車運輸事業は公企業として國家の監督に服するものであらから自由競争を以て其の經營の改善を圖るが如きは妥當でない、換言すれば國家は既存事業者の獨占的地位を保護すると共に嚴重な監督の下に之をして適當なる經營を爲さしむべきで、沿革上其の他の理由に依り二人以上の事業者並存する場合に於ても相互間の競争は車輌又は「サービス」等に止めしめ運賃の競争の如きは嚴に取締らねばならない。

(ロ) 運輸の連絡と事業の合同、先に述べた様に交通事業は其の連絡を重んずべきものであるから社會事情の變更により公益上必要を生じたるときは主務大臣は自動車運輸事業者に對し連絡運輸又は共同經營を命ずべく又申請免許に當り將來必要を生じたるときに事業の合同を爲すべきことを條件として附加し得べきものであるけれ

ども、申請の當初から之等の事情を豫想し得るときは後日に至り前述の如き手數を要する様な免許は寧ろ初から之を避くべきである。

(六) 修正免許の關係、尙附言すべきは申請の全部に對し無條件に免許すべからざる場合の處置であつて、之に付考慮すべき主なる點は左の如し。

(イ) 一部の免許、凡そ行政官廳は申請の一
部が不適當なる場合之を除き殘餘の部分に對して免許を與へ得べきものであるが、一部免許の當否は申請の主眼とする處とその他の事情とを慎重に考慮しなければならないのであつて輕々に之を斷ずべきものでない。

(ロ) 條件の附加、免許に際しては必要に應じ條件を附することを得るけれども、條件の附加も亦最も慎重考慮を要すべく申請自體の不適當なるものに對し種々の條件を附して免許するが如きは慎まねばならない。

答辯書の中に審査方針として述べられてゐる事項の要旨は以上の通りである。誠に詳細を極め恰も自動車運輸事業

免許事務虎の巻の觀がある、現在では此の外に更にガソリン消費規正上の考慮が強くはたらいてゐるにちがいあるまい。之等審査方針の内容に付て仔細に検討を加へて觀るのも面白いと思ふが、本稿の目的から餘に脱線することゝなるから以上紹介の程度に止める。

地方長官會議召集

現内閣成立後初の地方長官會議は、五月一日召集、二日から八日間各省關係の會議を開催せられることゝなつた。相當廣範圍の異動の直後であり、長期建設の折柄清新なる論議が行はれるであらうこと期待して置く。